

# 新型コロナウイルス感染症に対する 当院の取り組み・対応について

1. 新型コロナウイルス感染症に対する当院の取り組み
2. かぜ症状のある方、ご家族にかぜ症状のある方へ
3. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う来院時のお願い
4. 新型コロナウイルス感染症拡大による電話診療による処方箋発行について
5. 新型コロナウイルス感染症 エアロゾルが生じる検査について

## 新型コロナウイルス感染症に対する当院の取り組み

かぜ症状のある方と通常診療の方の動線を別にしています。

手指衛生の徹底、手すりなどのこまめな消毒、院内の換気、マスク、全職員のゴーグル/フェイスガードの使用で感染が少しでも防げるよう対応しています。

全職員、出入りの業者含めた体温測定および体調確認、すべての患者さんに来院時の体温測定を施行しています。

今後も皆様に安心してご来院頂けるよう、感染予防策や衛生管理、スタッフの健康管理に十分留意して参ります。

## かぜ症状のある方、ご家族にかぜ症状のある方へ

新型コロナウイルス感染症が徐々に流行してきています。

かぜと新型コロナウイルス感染症を初期の症状で見分けることはできません。

熱が出る、咳が出る、のどが痛い、関節痛、倦怠感、下痢、味覚嗅覚の異常、結膜炎などの症状があるときはただの風邪かもしれませんが、地域での流行が徐々に始まっている今、もしかしたら新型コロナウイルス感染症かもしれません。

新型コロナウイルス感染症に対する特効薬はまだありません。初期症状に対しては解熱剤の使用などの対症療法で対応するしかありません。

かぜ症状がでてきて心配だからと症状が出現してすぐに検査を希望されて医療機関を渡り歩くことは、新型コロナウイルスをどこかから拾ってきてしまう可能性、自分が周りの人にうつしてしまう可能性がありますので控えてください。

息苦しい、食事が摂れない、倦怠感が強い、いつもの風邪とは違う、症状が長引くなどの場合には、当院、帰国者接触者相談センターやかかりつけ医にまずは電話で相談してください。（かぜ症状のある方の診療を、時間を区切って行っているところ、動線を分けているところ、マスク、ガウンなどの防護する医療資源がなく対応できないところなど施設によって対応が変わるためです）

ご自身に症状はなくても家族に症状がある場合もなるべく外出をしないようにしてください。潜伏期で症状が出ていない可能性、無症候性の感染を起こしている可能性も0ではありません。外出される際はマスク、手指消毒を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症を完全に抑え込むことはできませんが、不要な外出や受診を避ける事で必要な人が適切な医療を受けることができる状態を維持することが大事になります。ご協力のほどよろしくお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

## 来院時のお願い

定期受診、予約受診の方含めましてご来院前に下記につきまして確認頂き、当てはまる際は来院前にご連絡ください

1. 体温が 37.3℃以上ある方。
2. 自宅隔離を要請されている、または同居する方が自宅隔離を要請されている方。
3. 発熱・咳嗽・呼吸困難感・全身倦怠感・下痢症状がある方、または同居する方に同様の症状がある方。
4. 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触された疑いのある方。
5. 過去 2 週間以内に海外・緊急事態宣言が発出されている都道府県への移動があった方。
6. 過去 2 週間以内に海外・緊急事態宣言が発出されている都道府県から移動された方と濃厚接触された方。
7. 現在味覚や嗅覚に異常や症状がある方。

上記に当てはまる場合は来院前にご連絡ください。

# 新型コロナウイルス感染症拡大による 電話診療による処方箋発行について

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に準じて、電話受診での処方箋発行に対応しています。

以下のいずれかに該当し、主治医が対面診療を不要と判断した場合は、電話診療で処方箋発行となります。

- ①定期受診をされている方で、これまで処方されていた慢性疾患治療薬の処方を可能と判断した場合（慢性疾患に対する治療薬の継続処方）
- ②定期受診をされている方で、原疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない慢性疾患の治療薬が必要と判断した場合（慢性疾患に対する治療薬の追加や変更）

※主治医が対面診療での病状確認が必要と判断した場合や急性疾患への処方、院内処方薬の場合については対象外となります。

※処方まで時間を要する場合がありますので、上記を希望される方は余裕をもって電話連絡をしてください。

※休祝日、時間外については対応できませんのでご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症

## エアロゾルが生じる検査について

厚生労働省、各種学会からエアロゾルが生じる検査手技治療は新型コロナウイルス感染を誘発するリスクが高いとされており、緊急性を要するもの以外はなるべく延期するように通達が出ています。

上記検査を施行する際も完全な防護が必要となるためフェイスガード、ガウンなど全国的に不足している医療資源を使用しなければならず、資源の適正利用のためにも必要な提言と考えます。

当院では内視鏡検査、歯科治療、呼吸機能検査、呼気中一酸化窒素濃度測定、ネブライザーを使用した治療などを制限しています。適宜制限追加、解除は行っています。

いずれの検査に関しても、緊急での治療、検査が必要な場合はその限りではありません。感染制御をしっかり心掛けながら検査治療を提供したいと考えています。